

加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との
調和に関する条例にかかる事業実施の手引き

令和7年4月

加美町 町民課

この手引きにおいて、加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を「条例」、加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則を「規則」として説明しています。

目 次

第1章 全般事項

- 1. 条例制定の背景 P1
- 2. 条例の目的、基本理念と責務 P1
- 3. 用語解説 P2
- 4. 条例の適用を受ける事業 P3

第2章 禁止区域・抑制区域

- 1. 禁止区域 P4
- 2. 抑制区域 P5

第3章 発電設備設置事業に関する手続き

- 1. 発電設備設置事業に関する手続き P6
- 2. 標準的な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関する手続き P6
- 3. 手続きの流れと提出書類
 - (1) 発電開始までの手続き P7
 - (2) 住民意見が提出された場合の手続き P9
 - (3) 事業計画変更等の手続き P10
 - (4) 工事中止・再開の手続き P10
 - (5) 事業承継の手続き P11
 - (6) 事業廃止等の手続き P12
 - (7) 適正な管理について P12
 - (8) 報告、立入調査、助言及び指導について P12
 - (9) 勧告及び公表について P13
 - (10) 経過措置について P14

第1章 全般事項

1. 条例制定の背景

環境意識の高まりや東日本大震災を教訓とした国の再生可能エネルギー推進施策により、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電施設は、設置件数が増加しております。

一方、全国では、設備の設置に伴う景観の阻害、大規模な森林伐採による土砂災害や生活環境への影響など住民から事業者や自治体に不安の声が寄せられる事例も見受けられ、事業者における説明不足が原因となり、住民とのトラブルも発生しているケースもあります。本町においても、太陽光発電設備のほか、風力発電事業が計画されていることから、自然や町民から環境、地域住民、災害などに配慮した再生可能エネルギー発電設備設置事業の運営が図られるよう、本条例及び施行規則を制定しました。

これにより、事業計画の協議段階から事業終了時の廃止までの事業期間において、町、事業者、町民、土地所有者等の責務などの必要事項を定め、事業実施前の住民等への説明、助言、指導、勧告及び公表などの町の権限等を規定し、適切な事業の推進を図ってまいります。

2. 条例の目的、基本理念と責務（条例第1条、第3条）

町は、「本町の豊かな自然環境や田園風景、美しい景観及び安全・安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境等に配慮した、現在と未来の町民が安全で健康的、文化的な生活を営むことができる良好な環境を創っていくこと」を目的とし、「本町の豊かな自然環境等は、町民の長年にわたる努力により形成されてきた町民共通のかけがえのない財産であり、将来にわたってその恵沢を享受し、持続可能な未来を構築できるよう、町民の意向を踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない」を基本理念として、令和4年3月1日に条例を施行、令和7年4月1日に条例の一部を改正した条例を施行しています。

この条例では、町、事業者、町民、土地所有者等の責務について、以下のように定めています。

◆ 町の責務（条例第4条）

- 基本理念に基づき、この条例の適切かつ円滑な運用を図らなければならない。

◆ 事業者の責務（条例第5条）

- ① 関係法令及びこの条例を遵守するとともに、自然環境等に十分配慮し、住民等との良好な関係の保持並びに地域振興に寄与するよう努めなければならない。
- ② 再生可能エネルギー発電設備及び事業区域の適正な管理を行わなければならない。
- ③ 事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を廃止しようとするときは、速やかに、再生可能エネルギー発電設備を撤去し、及び適正に処分し、並びに事業区域に係る土地を原状に回復しなければならない。ただし、土地所有者等と協議の上、原状回復の措置を要しないと認められたものは、この限りではない。
- ④ 事業廃止後に③に規定する対策を速やかに講じるため、必要な資金を確保しなければならない。

◆ 町民の責務（条例第6条）

- 基本理念に基づき、町の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力するよう努めなければならない。

◆ 土地所有者等の責務（条例第7条）

- ① 基本理念に基づき、事業により、自然環境等を損ない、又は災害の発生を助長するおそれのある事業を行おうとする事業者に対し、当該土地を使用させることのないよう努めなければならない。
- ② 事業により、自然環境等を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、事業者に対して当該土地を適正に管理するよう求めなければならない。

3. 用語解説（条例第2条）

条例及び規則では、用語の意義を以下のように定めています。

再生可能エネルギー	非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができる太陽光（太陽熱を含む。）、風力、水力、地熱及びバイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの。）
再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）
事業	再生可能エネルギー発電設備を設置する事業（当該事業のために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む。）を含む。）
事業者	事業を計画し、これを実施する者（国及び地方公共団体を除く。）
事業区域	事業を行う一団の土地（再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）の区域であって、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により当該一団の土地以外の土地と区別された区域
建築物	建築基準法（昭和 25 年法律 201 号）第2条第1号に規定する建築物
行政区	加美町区長等に関する条例（平成 15 年加美町条例第9号）第2条の別表第1に規定する区域の行政区
住民等	事業区域を含む行政区又は事業の実施により自然環境等に一定の影響がある区域（以下この号において「事業影響区域」という。）に居住する者、及びこれらに所在する法人その他団体、並びに事業影響区域に土地又は建築物を所有する者
土地所有者等	事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第2条第1項に規定する廃棄物

4. 条例の適用を受ける事業(条例第 8 条)

この条例の規定は、発電出力 10 キロワット以上の再生可能エネルギー発電設備設置事業に適用されます。また、実質的に一体と認められる場所で、既に設置された再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、発電出力 10 キロワット以上となる事業においても適用されます。

ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、建築物の屋根又は屋上に設置する事業や、禁止区域及び抑制区域以外の区域において、個人が自己の居住する土地及び隣接する土地に設置する発電出力 50 キロワット未満の事業は除きます。

■ 発電出力等による条例の適用状況確認表 ○:適用 —:適用外

No.	発電出力	太陽光による発電			太陽光以外の 発電
		建築物の屋根、 屋上又は壁面 ※1	左記以外		
			禁止・抑制区域 以外	禁止・抑制区域	
①	50kW以上	—	○	○	○
②	50kW未満 ～ 10kW以上	—	○ ※2 例外あり	○	○
③	10kW未満	—	—	—	—

※1 太陽光発電の場合、発電出力に関わらず、建築物の屋根、屋上又は壁面で行う事業は適用外となります。

※2 参考例②参照

★参考例

① 50kW以上

・発電種別(太陽光、風力等)、禁止区域・抑制区域内外に関わらず適用。

② 10kW以上～50kW未満

・発電種別、抑制区域内外に関わらず適用。ただし、次に示すものは例外(適用外)。

→太陽光発電の場合、抑制区域以外において個人が自己の居住する土地及び隣接する土地で行う事業

③ 10kW未満

・発電種別、抑制区域内外に関わらず適用外。

第2章 禁止区域・抑制区域

1. 禁止区域について(条例第9条)

加美町では、再生可能エネルギー発電設備設置事業において、土砂災害その他の災害が発生するおそれが極めて高いと認められる区域を、原則として事業区域に含めてはならない「禁止区域」として指定しています。

■ 禁止区域

禁止区域	関係法令等
	確認先
・砂防指定地	砂防法(明治30年法律第29号)第2条
	宮城県北部土木事務所
・保安林	森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項
	宮城県北部地方振興事務所 林業振興部(森林管理班)
・地すべり防止区域	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項
	宮城県北部土木事務所
・河川区域 ・河川保全区域	河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項及び同法第54条第1項
	県管理河川:宮城県北部土木事務所
・急傾斜地危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項
	宮城県北部土木事務所
・土砂災害警戒区域 ・土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び同法第9条第1項
	宮城県北部土木事務所(行政班)

2. 抑制区域について(条例第 10 条、規則第 3 条)

加美町では、再生可能エネルギー発電設備設置事業において、事業者に対し事業の抑制を求めることができる区域を「抑制区域」として、規則で指定しています。

事業者は、「抑制区域」を事業区域に含めないよう努めなければなりません。

■ 抑制区域

抑制区域	関係法令等
	確認先
・特別地域	自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 1 項
	宮城県北部地方振興事務所 林業振興部(森林管理班) 宮城県環境生活部 自然保護課(自然保護班)
・鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項
	宮城県北部地方振興事務所 林業振興部(森林管理班)
・県自然環境保全地域	自然環境保全条例(昭和 47 年宮城県条例第 25 号)第 12 条第 1 項
	宮城県北部地方振興事務所 林業振興部(森林管理班)
・農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 8 条第 2 項第 1 号
	加美町農林課
・重要文化財 ・登録有形文化財 ・周知の埋蔵文化財包蔵地 史跡名勝天然記念物	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条第 1 項、同法第 57 条第 1 項、同法第 93 条第 1 項及び同法第 109 条第 1 項
	宮城県教育委員会 文化財課(保存活用班)
・宮城県指定史跡	文化財保護条例(昭和 50 年宮城県条例第 49 号)同条例第 32 条第 1 項
	宮城県教育委員会 文化財課(保存活用班・埋蔵文化財第一班)
・加美町指定有形文化財 ・加美町指定史跡 ・加美町指定天然記念物	加美町文化財保護条例(平成 15 年加美町条例第 115 号)第 3 条第 1 項及び同条例第 30 条第 1 項
	加美町教育委員会 生涯学習課
・その他町長が必要と認める区域	

第3章 発電設備設置事業に関する手続き

1. 発電設備設置事業に関する手続き

条例では住民等への周知及び説明会の開催と、町との協議を事業者の義務として定めています。

標準的な手続きの流れとしては、事前に町へ相談した上で、住民等に対し、事業の内容等に関する説明会を開催し、その後、町と事業に関する協議をしなければなりません。

協議終了後、発電設備の設置工事等を行い、発電を開始することになります。

事業を廃止した後は、発電設備を速やかに撤去し、適正に処分を行っていただきます。

2. 標準的な再生可能エネルギー発電設備設置事業に関する手続き

- 事業計画・構想(事業者)
- ↓
- 事前相談(事業者⇒町)
- ↓
- 住民等への周知・説明会(事業者⇒住民等)
- ↓
- 住民等からの意見等に対する協議・対応(住民等⇔事業者)
- ↓
- 町との協議の届出(事業者⇒町)
- ↓
- 協議終了の通知(町⇒事業者)
- ↓
- 工事着手の届出(事業者⇒町)
- ↓
- 工事(事業着手)
- ↓
- 工事完了の届出(事業者⇒町)
- ↓
- 発電開始・施設管理
- ↓
- 事業廃止(終了)決定
- ↓
- 事業廃止の届出(事業者⇒町)
- ↓
- 発電設備撤去完了の届出(事業者⇒町)

※次のうち最も早い日までに行う
(1)構想が明らかになった日から起算して90日
(2)法令に基づく許認可申請等の手続きを行う日
(3)土地の取得又は賃貸借等の契約の日

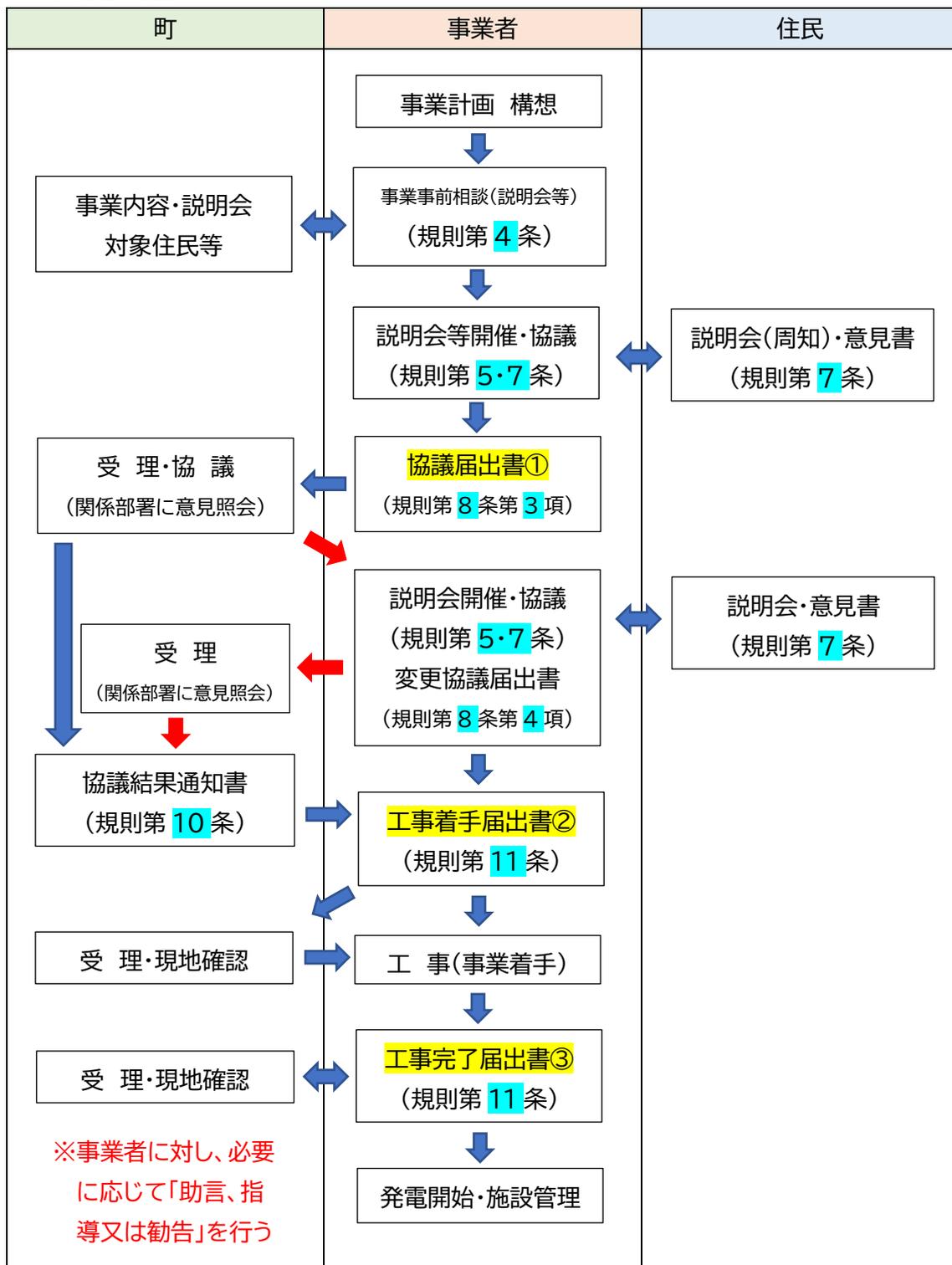
3. 手続きの流れと提出書類(条例第11条～第20条)

(1) 発電開始までの手続き(規則第5条～第13条)

事業者は、事業を実施しようとするときは、町と協議を行う前に、対象住民等に対し、事業に関する説明会等を開催し、対象住民等の理解を得られるよう努めなければなりません。

地域住民等への説明会終了後、町に届出を行い、協議しなければなりません。

<手続きの流れ>



<提出書類(事業者⇒町)>

①協議届出書 ※町へ提出する書類は、正副2部提出してください。

1	・加美町再生可能エネルギー発電設備設置事業協議届出書【様式第3号】
2	・加美町再生可能エネルギー発電設備設置事業計画書【様式第4号】
3	・加美町再生可能エネルギー発電設備設置事業確約書【様式第5号】
4	・説明会等報告書【様式第6号】 添付書類:説明会資料、説明会周知に係る資料、参加者名簿、説明会の写真
5	<事業者が法人の場合> ・登記事項証明書
6	<事業者が個人の場合> ・住民票抄本
7	・位置図
8	・現況写真
9	・事業区域全域の公図の写し
10	・土地利用計画図(配置図) ※縮尺が1000分の1以上のもの
11	<造成を含む事業の場合> ・土地造成計画図(平面図・縦断図・横断図) ※縮尺が1000分の1以上のもの
12	・建築物又は工作物の設計図(平面図・立面図・断面図)
13	<太陽光を再生可能エネルギー源とする事業の場合> ・反射光影響予測図 ※太陽光パネルによる周囲への反射光を予測した図面
14	・流量計算書
15	・排水計画図(平面図・断面図)
16	・排水施設構造図
17	・排水に係る放流承諾書
18	・工事施工方法書(計画書) ※作業の方法及び工法を示したもの
19	・工事実施体制表 ※施主、工事施工者、施工管理者等を示したもの
20	・維持管理(保守点検)計画書
21	・維持管理(保守点検)費用及び廃棄等費用積立計画書
22	・その他町長が必要と認める書類

②工事着手届出書

1	・工事(着手)届出書【様式第9号】
2	添付書類:工事行程表

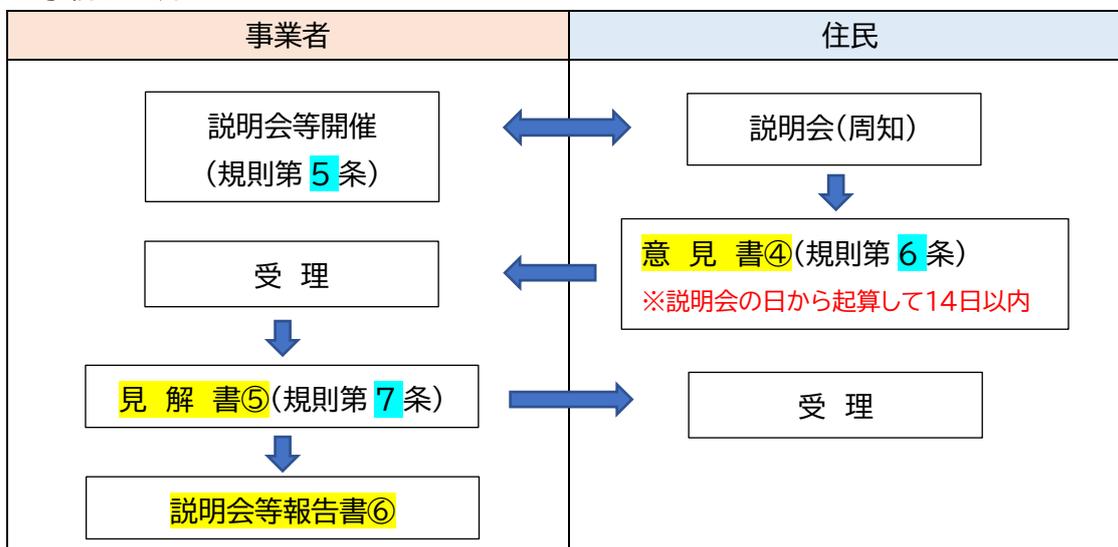
③工事完了届出書

1	・工事(完了)届出書【様式第9号】
2	添付書類:工事行程表、写真(着手前、工事中、完了後)

(2) 住民意見が提出された場合の手続き(条例第11条第4項・第5項、規則第6条・第7条)

事業者は、説明会等開催後、対象住民等から意見書が提出された際は、意見を申出した対象住民等に対し、見解書を提出しなければなりません。

<手続きの流れ>



④意見書

1	・意見書【様式第1号】
---	-------------

⑤見解書

1	・見解書【様式第2号】
---	-------------

⑥説明会等報告書

1	・説明会等報告書【様式第6号】
2	添付書類:説明会資料、説明会周知に係る資料、参加者名簿、説明会の写真

◆ 説明会について

町と協議を行う前に、対象住民等に対し事業計画に関する説明会を開催してください。

また、発電出力の合計が50kW未満の事業については事業については、戸別訪問その他の適当な方法で事業計画を周知することにより、説明会に代えることができます。

なお、説明会以外の方法を検討する場合は、町や行政区長へ相談願います。

○戸別訪問その他の適当な方法(例)

- ・対象住民等に対し、事業概要を記載した書面と意見記入用紙を配布する。
- ・事業概要が記載された看板を事業計画地へ設置する。

※いずれの場合も、当該事業計画に対し、対象住民等が意見を提出できるよう配慮すること。

(3) 事業計画変更等の手続き(条例第11条・第12条、規則第5～8条)

事業者は、町と協議した事項を変更しようとするときは、町と変更協議を行う前に、住民等に対し、事業の変更に関する説明会等を開催しなければなりません。

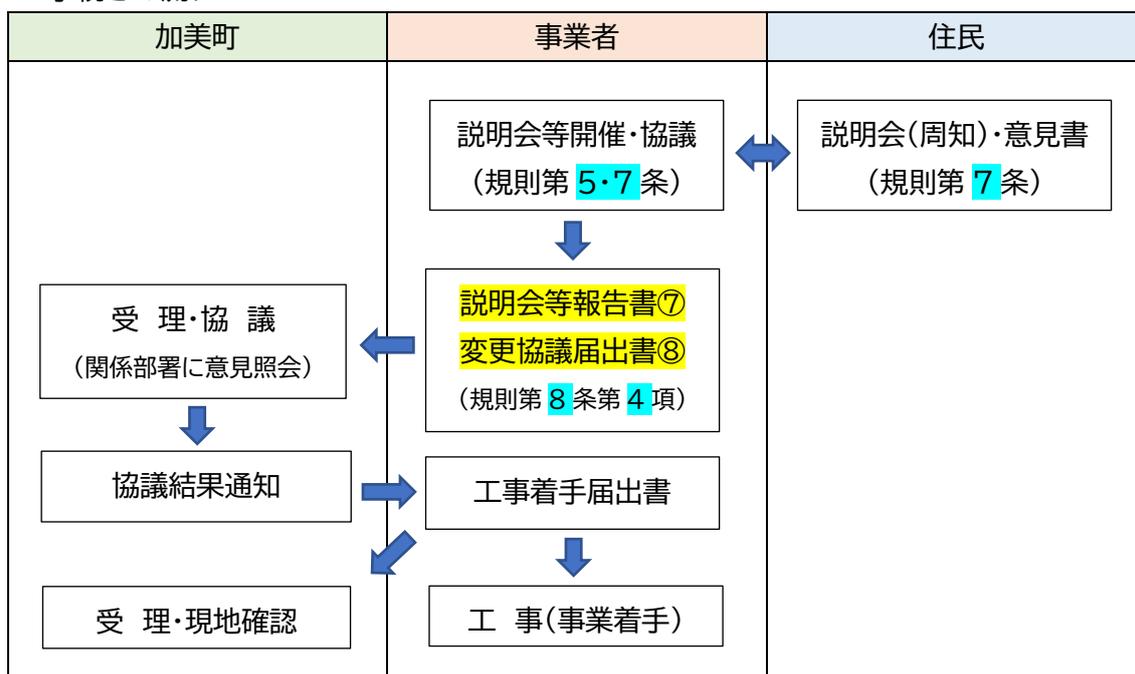
ただし、事業計画の変更が軽微なものであるときは、この限りではありません。(規則第9条)

その後、速やかに、その旨を町長に届け出て協議しなければなりません。

※軽微な変更なもの

- ・事業計画のうち再生可能エネルギー発電設備の発電出力を減少させるもの
- ・その他町長が軽微な変更と認めるもの

<手続きの流れ>



⑦説明会等報告書

1	・説明会等報告書【様式第6号】
2	添付書類:説明会資料、説明会周知に係る資料、参加者名簿、説明会の写真

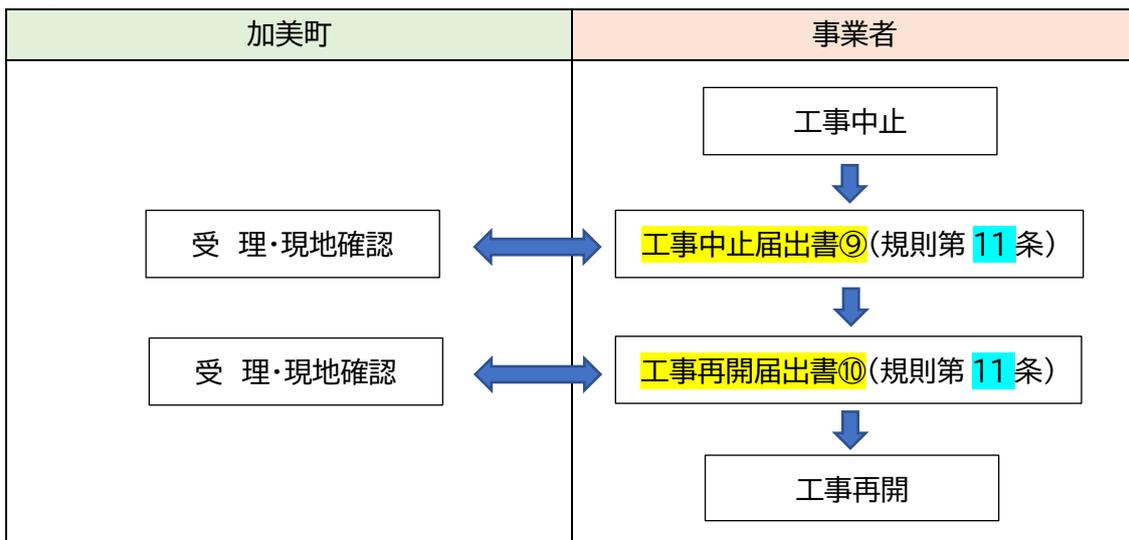
⑧変更協議届出書

1	・加美町再生可能エネルギー発電設備設置事業変更協議届出書【様式第7号】
2	添付書類: 変更に係る書類

(4) 工事中止・再開の手続き(条例第14条、規則第11条)

事業者は、工事を中止し、若しくは中止していた工事を再開するときは、速やかに、その旨を町長に届け出なければなりません。

<手続きの流れ>



⑨工事中止届出書

1	・工事(中止)届出書【様式第9号】
2	添付書類: 写真(着手前、工事中、中止する前の現況)

⑩工事再開届出書

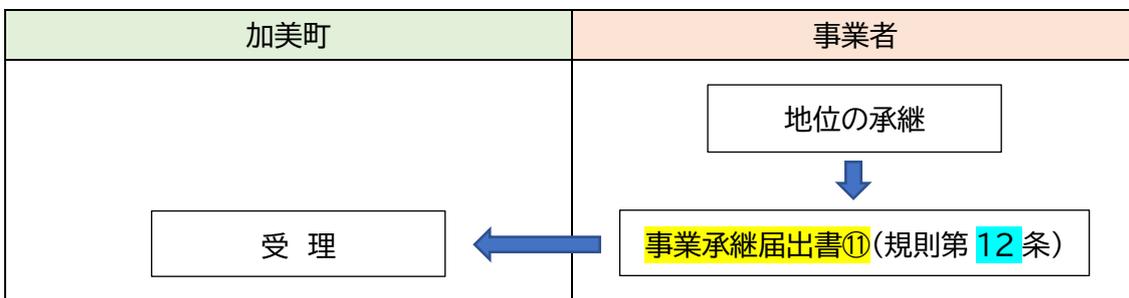
1	・工事(再開)届出書【様式第9号】
2	添付書類: 工事行程表

(5) 事業承継の手続き(条例第16条、規則第12条)

事業者から事業譲渡等によりその地位を承継した者は、地位を承継した日から起算して30日以内に町長に届け出なければなりません。

※事業譲渡等とは、相続、売買、合併又は分割等が該当します。

<手続きの流れ>



⑪事業承継届出書

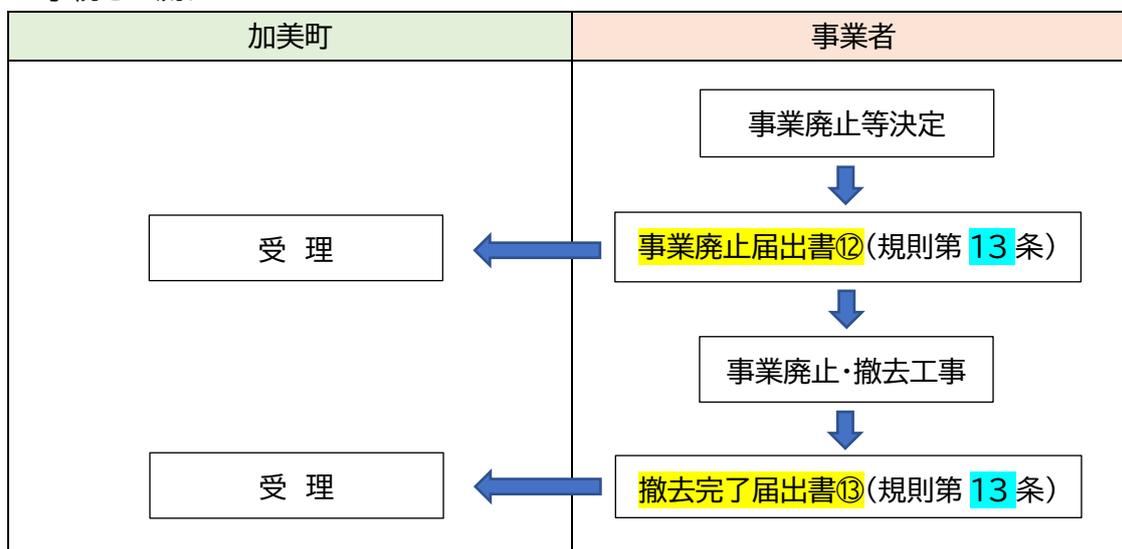
1	・事業承継届出書【様式第10号】
2	添付書類 承継者が法人の場合: 登記事項証明書 承継者が個人の場合: 住民票抄本

(6) 事業の廃止等の手続き(条例第18条、規則第13条)

事業者は、事業を廃止したときは、速やかに町長に届け出なければなりません。

また、再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、撤去が完了した日から起算して30日以内に町長に届け出なければなりません。

<手続きの流れ>



⑫事業廃止届出書

1	・加美町再生可能エネルギー発電設備設置事業廃止届出書【様式第11号】
2	添付書類: 撤去及び処分計画並びに跡地利用計画

⑬撤去完了届出書

1	・発電設備撤去完了届出書【様式第12号】
2	添付書類: 撤去完了が分かる写真

(7) 適正な管理について(条例第5条第2項)

事業者は、再生可能エネルギー発電設備及び事業地を適正に管理しなければなりません。適正な管理を行うにあたっては、FIT・FIP 制度に関する最新の「事業計画策定ガイドライン(資源エネルギー庁)」、「宮城県太陽光発電施設等に関する条例」等を参照し、周辺環境に配慮することが求められます。

(8) 報告、立入調査、助言及び指導について(条例第19条・第20条、規則第15条第1項・第2項)

町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は町の職員を事業区域に係る土地に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、関係者に質問させることができます。

また、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができます。

(9) 勧告及び公表について(条例第20条・第21条、規則第17条)

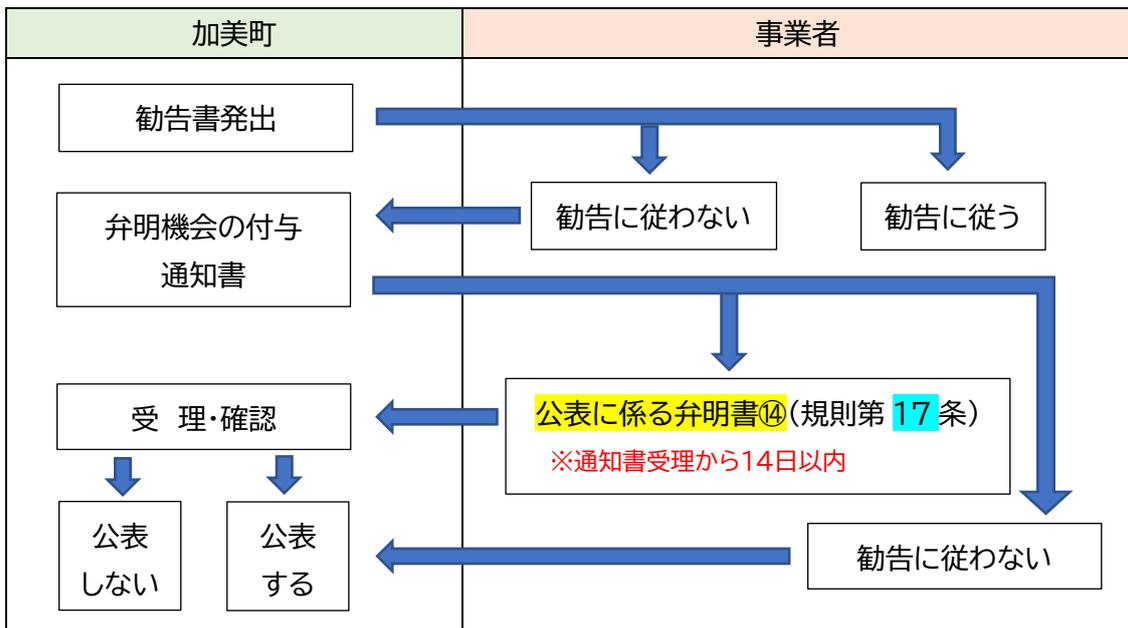
町長は、次のいずれかに該当すると認められるときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

また、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、弁明の機会を与えた上で、事業者の氏名を公表することができます。

<勧告の対象となる事由>

- 対象住民等に対し、事業計画に関する説明会の開催又は事業計画の周知をしなかったとき
- 事業計画に関する意見の申出をした対象住民等との協議をしなかったとき
- 町と事業計画に関する協議を行わないとき、又は協議の内容に虚偽があるとき
- 町から協議結果の通知を受ける前に事業に係る工事を着手したとき
- 町の求めに対し、報告若しくは資料の提出をしないとき、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
- 町の立入調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは質問に答弁しない、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- その他、町長が特に勧告する必要があると認めるとき

<手続きの流れ>



⑭公表に係る弁明書

1	・公表に係る弁明書【様式第18号】
2	添付書類・証拠書類

(10) 経過措置について

「加美町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」は、令和4年3月1日から施行され、条例の規定は、施行日から起算して90日を経過する日（令和4年5月29日）以後に着手する事業について適用されます。

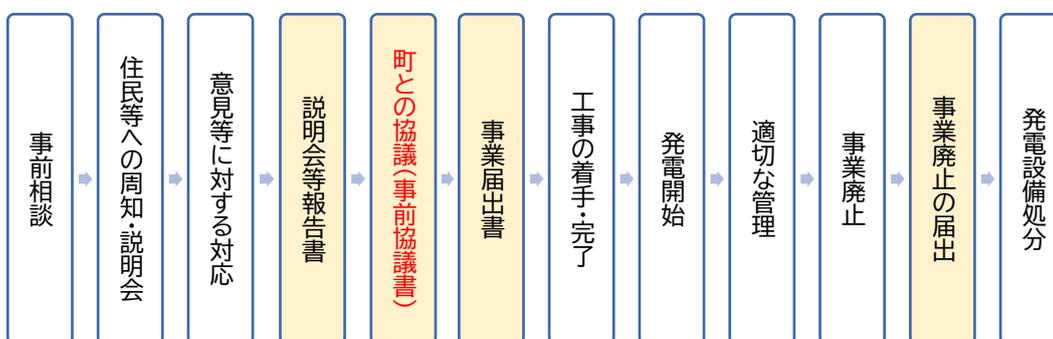
また、令和7年4月1日以後に事業計画に関する町との協議を行うものについては、改正後の条例（新条例）が適用されます。（令和7年4月1日より前に、町との協議の届出を行ったものについては、従前のとおりとなります。）

<手続きの実施時期による条例の適用の違い>

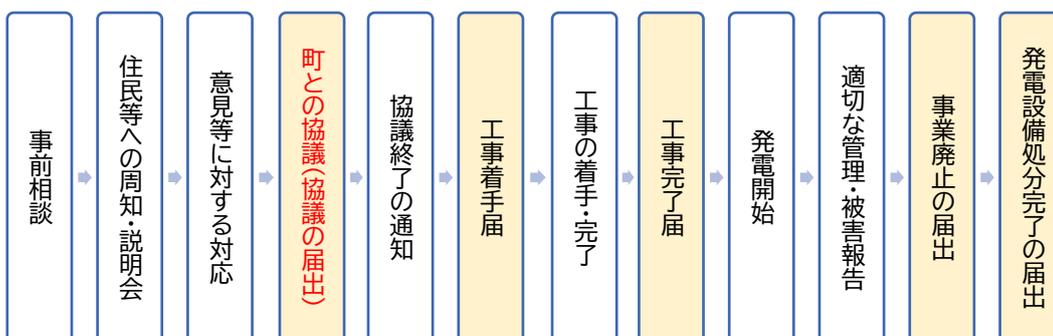
(1) 【R4.5.29より前に工事着手した事業】

● 条例適用外

(2) 【R7.4.1より前に町との協議を行った事業】※改正前の条例が適用



(3) 【R7.4.1以後に町との協議を行った事業】※改正後の条例（新条例）が適用



【問い合わせ先】

加美町 町民課 環境政策係

TEL 0229-63-3112

FAX 0229-63-2937

E-mail gw-taisaku@town.kami.miyagi.jp